



CELEBRATE  
ROTARY



## ロータリーを 祝おう 100年の歩み

2004～2005年度 国際ロータリーのテーマ

第2560地区  
ガバナー — 横山 芳 郎  
会 長 — 渡 邊 喜 彦  
会長エレクト — 小 越 憲 泰(クラブ奉仕A)  
副 会 長 — 渡 辺 勝 利(クラブ奉仕B)  
幹 事 — 五十嵐 寿一  
S A A — 船 越 正 夫  
会 計 — 荻 根 澤 隆 雄

例 会 日 — 毎週水曜日 12:30～

例会場及び  
事務局 — 三条市旭町2-5-10  
三条信用金庫本店内

例 会 場 — TEL 35-3311

事 務 局 — TEL 35-3477  
FAX 32-7095

E-mail:sanjo-ss@web-niigata.ne.jp

web:http://www.soho-net.ne.jp/~rotary/

(へはshiftを押しながら“へ”のキーを押してください)



本日の出席会員数	66名中 47名
先々週出席率	82.26 %

### ゲ ス ト

三条市役所財務課 課長 長谷川正美様

### 先週のメイクアップ

8 / 11 新井RCへ

加藤紋次郎さん

8 / 17 三条北RCへ

石橋育於さん、熊倉昌平さん

8 / 20 吉田RCへ

加藤紋次郎さん

## 会 長 挨拶

渡邊喜彦 会長



みなさん今日は。本日は長岡技術工業大学より奨学生の「牛 艶玲さん」が出席して居られます。どうぞごゆっくりとして下さい。また、本日卓話をお願いいたしました三条市の長谷川財務課長さん、ありがとうございます。ご苦労さまですがどうぞよろしく願いいたします。

さて、先日の7.13水害より早くも一月と5日が経過いたしました。各地から寄せられた貴重なお見舞金を第四分区の会長幹事さんなどご相談し、被災された地区にお届けさせていただくこととなりました。先日8月19日に訪問し、細井 AG と一緒に皆様の代表として行って参りました。

さて、私はお盆にあまり出かけたことは無かったのですが、今回当会の会員であります橋さんに誘われ、新潟空港発着のフィリピンのセブ島への直行便第

一号にて観光旅行に行つて来ました。真夏の事であり、赤道に近い国であると思ひ、そのつもりで準備し出かけたのですが、残念ながら天候に恵まれず、全日程曇りでした。

一日に一回のスコールが約一時間程降り、少し海水浴には適した気候ではなかつたようです。それもお聞きしたら、今は雨季に入つており、時期としてはあまり良い時期ではないとの事でした。皆様も海外旅行に出かけられるときは、特に時期をよく調査しお出かけになられたほうがよいと思ひます。

行き帰りの旅行中に、一冊の本を持参し出かけたのですが、少しその内容をご披露し、本日の会長挨拶とさせていただきます。

ここには、仏教の大先輩やプロが多数おいででこつというお話はしにくいのですが、私の宗派は禅宗です。その中の曹洞宗であります。私は曹洞宗の開祖であります道元禅師は知つておりました。そしてその道元禅師の著された「正法眼蔵」という書物がござひます。その「正法」という意味、そして「眼蔵」という意味がよくわかりませんでした。

今回持つていった本にわかりやすく書かれており、なるほどと思ひましたので、少しご披露申し上げたいと思ひます。

これは、つくり話でしようが、釈迦世尊はあるとき靈鷲山という山でお弟子さんを集められ説法をされました。そのときの説法はちょっと変わつていて、ただ一輪の花を人々に見せる、ただそれだけでした。何も語られませんが、それで人々はその意味がわからず呆然としていたのですが、聴衆の一人の摩訶迦葉という人だけがその意味に気がつき、にっこりと笑つたのです。すると釈迦世尊は言われました。「わたしが教えたかつた教えに『正法眼蔵』がある。これをそなたに託すから、不立文字、以心伝心で後世に伝えてほしい」と。ここに「正法眼蔵」という言葉がでてくるのです。お釈迦様は、生涯に渡つて8万4千の教えを説いたとされています。その「8万4千」の教えは「正法」であり、言葉でもって説いた教えです。しかし、言葉というものは、時代が変わり、国が違えば解釈が変わってきます。お釈迦様が憂えたのはそのことだつたというのです。お釈迦様の教えは8万4千の経巻となつて蔵に収められるでしょう。それは「正法の蔵」です。けれども、やがて後世の人々は、それを自分たちの都合に合わせて勝手な解釈をするようになるでしょう。その危険が大きいと考えられ「正法の蔵」だけではだめだ、同時にその「正法の蔵」を読み取る「眼」を遺しておかなければならぬとお考えになられたというのです。それが「正法眼蔵」であるということでした。この「眼」とは「智慧」であり、「こころ」であり、「精神」でもありましよう。その「眼」がなければ、お釈迦様が言葉でもって説いた教えが

正しく伝わらないのです。すなわち、お釈迦様は言語で伝えられないものを人々に伝えたかつたのでしよう。言語によつて伝えられないものを言語によつて伝えることは不可能です。それは、言葉によらず(不立文字)に、心から心に伝える(以心伝心)以外ありません。この言語化できない「正法眼蔵」を、禅で伝えているのだと禅は主張しているのだということです。すこしでも参考になればと思ひお話しさせていただきます。

また、何かの折にこれらの話を藤田説量先輩から詳しくお聞きしたいと思ひます。

プロの前に少しの聞きかじり読書で立派なことを申し上げて恐縮です。終わります。

## ニコニコ BOX

渡邊喜彦さん

お盆明け2週間ぶりの例会です。水害の後始末も終わらない内に台風が心配ですが、頑張つて行きましよう。

今日は市より長谷川財務課長さん、ありがとうございます。

小出子恵出さん

災害に被われた方、御見舞い申し上げます。当分の間、災害復旧・復興に専念するため会を休みます。お願いします。

熊倉昌平さん

私の自宅が水害の被害を受け、皆様から御見舞や励ましを頂き有り難うございました。

小越憲泰さん

先日、当クラブより水害見舞をいただきありがとうございました。ようやく復旧の目途が立つてきました。

五十嵐浩さん

今日から復歸いたしました。水害の折には皆様よりご支援賜りありがとうございました。ようやく一段落つきました。

石月良典さん

7・13水害のお見舞をいただきありがとうございました。完全復歸をめざし、奮闘しております。

五十嵐昭一さん

長谷川財務課長様、卓話期待しております。クラブより水害見舞をいただき、有り難うございます。

杉山幸英さん

長谷川課長さん、卓話有り難うございます。楽しみにしております。

樺山 仁さん

長谷川さんの卓話に期待して。

五十嵐寿一さん

長谷川様、卓話ありがとうございます。

山田富義さん

長谷川財務課長さん、卓話ありがとうございます。

船越正夫さん

長谷川課長様、卓話ありがとうございます。

会田二郎さん

皆様お元気でしたでしょうか？

長谷川様、卓話ありがとうございます。

荻根澤隆雄さん

涼しくなって秋が近くに感じてきました。皆様、  
頑張りましょう。

藤田紘一さん

久し振りの例会出席です。

8月25日分 ￥ 33,000

今年度累計 ￥ 167,000

## 卓 話

三条市役所財務課 課長 長谷川正美様



三条市役所財務課の長谷川と申します。

まず冒頭に、お集まりの皆様の中にも、今回の水害でご自身やご親戚のご自宅、会社が被災をされた方がおいでかと存じますが、お見舞いを申し上げ、1日も早い復興をお

祈り申し上げるものであります。

また、先日はロータリークラブとして、義援金も頂戴いたしたということで、これにつきましても、深く感謝を申し上げたいと思います。

「地方分権と三位一体の改革」ということで、地方自治確立対策協議会という団体、全国知事会や県議会議長会などの6つの団体、これを我々は一般に「地方6団体」と言っておりますが、ここがまとめた資料です。

よく、国と地方の対立とか、後でもご説明を申し上げますが、国の補助金の削減案を地方が示す、とかという使い方をするときの地方の矢面に立つのが、この地方6団体を指すことが多いのですが、ここがまとめた資料ということで、我々の地方で働く職員の立場に立ったまとめ方になっています。

これが、国の個別の省庁や特に財務省の立場に立つと、既得権や自分の影響力を保持するという一方で、

できるだけ補助金制度は維持して行きたい、あるいは、できるだけ地方に配る金は減らして、国の財政再建を図りたいということで、全くとは言いませんが、逆の視点での資料になってしまうのかもしれませんが。

ですから、この三位一体改革そのものに反対という声は聞いたことがないと思いますが、国と地方それぞれの立場によって思い描いているものが違うということで、三位一体改革は、同じ床で異なる夢を見る、同床異夢という言い方もよくされるところではあります。

まず、今なぜ三位一体の改革かということですが、まず、700兆円に及ぶという国と地方の借金の問題があります。そのための財政の構造改革を進めようということが前提としてあります。

借金をしなければ、国も地方も仕事ができないということで、まず金がないこと、これが1つです。

## 地方分権改革の問題

分権改革は、官から民へ、更には国から地方へという大きな流れの中で、従来国の仕事のなかで地方ができること、あるいは地方がやったほうが効率的なことは、地方でやってもらいましょう。そのための権限と責任を拡大し、財源も地方に渡しましょう。という分権改革の考え方の基本です。

平成12年の4月に地方分権一括法が施行されて、地方分権の第一歩が踏み出されたと言われておりますが、実態としてはなかなか進んでゆかない、地方税や財源の充実確保とは謳ってはいるものの、権限も財源もなかなか地方に降りてこないという実態の中で、小泉首相が就任をされて、平成13年にいわゆる「骨太の方針」というのを打ち出して、国として構造改革に取り組むという具体的な姿勢が示されました。

そして、その翌年の骨太の方針第2弾で、具体的に三位一体の改革という言葉が出てきたわけであり

ます。そこで、国としても金がない、財政の健全化を進めなければならないということと、地方の分権を進めなければならないということ、この2つが合わさって三位一体の改革という議論になってくるわけですが、じゃあ、その改革の内容は何かと言いますと1つとして国庫補助金の改革で、平成18年度までに4兆円の補助金を廃止あるいは縮減しましょうということ

です。また、それとセットになるのが3点目の税源移譲を含む税源配分の見直しということで、廃止する国庫補助負担金の中で、地方が引き続き仕事を実施する必要があるものは、税源を国から地方に移譲するという

こと。移譲に当たっては、基幹税、これは一般的に国の所得税から地方の住民税に、あるいは国の消費税か



ら地方消費税に、ということ、基幹税による税源移譲といっていますが、こうしたやり方で国から地方に税源・財源を移そうというものです。

例えば、今、県民税、市民税合わせまして住民税というのは金額に応じて5%、10%、13%の税率になっていて、全国で8兆円になっています。これを一律10%の比例税にすることで地方税収増は約3兆円と言われています。しかし、このままでは国民には増税となってしまいますので国の所得税の累進性を急傾斜にして所得の少ない人からは少なく、多い人からは多くの所得税を取るようにして、トータルで税収を変えないようにし、税源を国から地方に変えていく方法が考えられています。

又、消費税と地方消費税合わせて税率は5%ですが、この5%分で年間12兆円くらいあります。

このうち、地方消費税は1%分で2兆円ちょっとになるわけですが、この国と地方の配分を例えば4%対1%から、3%対2%に、1%分付け替えるだけで、アツという間に地方税収が2兆円も増えてしまうわけです。

こんな風にながら、補助金を廃止して税源とする、国から地方に配るお金、ちょっと前であれば、地方が国にお願いして陳情してもらってくるお金から、税金として地方の独自の財源としてしまうというのが補助金の廃止と税源移譲という内容です。

これはどういう趣旨かといいますと、従来は、国が地方に関与しすぎていたのではないかと、という反省に立って、また、国と地方の役を見直そうという分権改革の趣旨に添って、補助金による国のコントロールを縮小して、地方の自立を確立しようということから、福祉や教育、社会資本の整備などを含めた、既存の制度や事業を抜本的に見直して、また、併せて国も地方も財政の再建を果たさなければなりませんので、事務や事業そのものを廃止したり、あるいは縮減したりして、行政そのもののスリム化を図っていきましょうというものです。

例えば、これが例として適当なのかどうかは別として、山の中にあるいは田んぼの真ん中に道路を1本つくりたいと。これを国土交通省の補助金をもらってやろうとすると、幅員は10メートル確保しなさい、歩道はこのくらいの歩道を作りなさい、そうすると事業費は1億円かかるけれども、そうでないと補助金は出せません。となるわけですが、実際に道路を必要としている地方の側は、多少の不便はあっても、今は歩道はとりあえずいらぬし、幅員も6メートルもあれば十分で、そうすると5,000万円で道路はできるんだけど、それじゃあ補助金がもらえないから、 unnecessary施設なんだけどそうした規格で作って補助金をもらおうとか、という事態が生じてしまうわけです。

それだったら、そうした補助金は廃止をして、地

方に税金という形で財源を渡してしまっていて、地方として必要な施設を地方として必要な規格で作ってもらったほうが、効率的だし、財源も有効に利用できるということになるわけです。

これが、国庫補助負担金の改革と税源移譲を含む税源配分の見直しの中身です。

## 地方交付税制度の改革

真の地方財政の自立を図るため、地方交付税への依存を低下させるとあります。

地方交付税については、ご存知の方もおいでだと思いますが、ただ単に「国からもらえるお金」とお思いの方もいらっしゃると思いますし、現に、市町村職員の中でも、地方交付税の仕組みについては承知していない職員も多いと思います。

この地方交付税といえますのは、所得税、法人税、酒税、消費税、それと国のたばこ税の国税5税の一定割合を、法律の規定に基づいて地方に配分する金ということで、この一定割合というのは、約3割なんですけど、法律できちんと定められていますので、もともとが地方の財源ということになります。

ただ便宜上、国が国税として徴収しているということにすぎないですが、これを一定のルールに基づいて県や市町村に配分するのが地方交付税です。

この地方交付税は、国税として徴収したものを配分するという仕組みですので、首都圏や大都市近郊が当然税収が多く、田舎にいけばいくほど税収が少ないということから、税収の多いところから税収の少ないところへ財源を移動するという、地方公共団体相互間の財源調整機能と、また、全国どこに住んでいても、基礎的な行政サービスは同じレベルで提供できるように、個々の団体に対して財源を保障するという、財源保証機能の2面性をもっているものです。

この地方交付税への依存を低下させるということについては、今現在、国税5税の一定割合というのが16年度では11兆円ほどなのですが、これでは、地方の財政運営が成り立たないということで、ルール以外の一般税収から回したり、借金をしたりして6兆円ほど上乗せをして17兆円ほど地方に配っているのです。

国としては、当然でしょうが、少なくともこれを法定分だけの11兆円程度までに削減したいというのが本音なのです。

そのための理由付けというのがいくつかあるのですが、一番大きいのが地方交付税による財源保証が、地方のコスト感覚を弱めているのではないかと、つまり、 unnecessary施設、サービスが多すぎる、あるいは、仕組みとして税収が少ない団体に相対的に交付税は多く配分されますので、あえて税金の増収努力、例えば

人口定住であるとか、商工業の振興による税源の涵養であるとか、こうした努力、コスト意識がないのではないか、という点が1点です。

もう一つは、地方交付税が地方の歳出そのものを膨らませて、一旦膨らんだ歳出を元に戻せなくなって、財政悪化を招いたのではないか、という指摘です。

先ほど、交付税のルール分としての本来の実力は11兆円しかないのに、6兆円も付け足して地方に配っているということですが、逆にバブルの頃というのは、ルール分、本来の実力分を地方は使い切れずに、逆に国に貸していた時期もあったのですが、今、反省をしなければならないのは、このバブル期に歳出の伸びを抑えて、交付税を余らせておけば、今のような財政悪化は場合によっては回避できたかもしれませんが、しかし、これは結果論であって、その時点での政治の世界の中ではそれは無理だったのかもしれない。

ただ、現実には交付税が地方の歳出を膨らませたという指摘は、ある面で正論でもありますので、こうしたことから、地方交付税を改革しようという議論が出てきたわけです。

このように、国庫補助負担金の改革、地方交付税制度の改革、最後に税源配分の見直しという、3つの改革を同時一体で進めて、地方が決定すべきことは地方自らが決定するという、地方自治の本来の姿を実現するための構造改革が、この三位一体の改革ということになります。

先ほども少し触れましたが、なぜこういう議論になったかということ、下のアンバランスな国と地方の税源配分というのがあります。

### アンバランスな国と地方の税源配分

○現在、国民生活に密接に関連する行政のほとんどは地方公共団体が実施していますが、地方と国における歳出規模と税収入には大きな差があります。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{歳出} \\ \text{税収入} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{地方:国} = 3:2 \\ \text{地方:国} = 2:3 \end{array} \right]$$

これは、当然のことなのですが、国民生活、市民生活に密着した仕事のほとんどは、地方公共団体が実施しています。

ところが、その歳出の規模と税収入に大きな乖離があるのです。

国と地方公共団体を併せた公共的な支出というのが150兆円くらいあるんですが、金額に換算をした仕事の量でいいますとこのうち、地方が3に対して国が2くらいの仕事をしています。

地方が90兆円、国が60兆円位ということになりますが、逆に、国税と地方税の収入はどうかというと地方が2に対して国が3ということになっていて、

役割の分担と税源の配分に不均衡が生じているということがあります。

こうしたことから、仕事をする主体、例えば義務教育や高校は県とか、ゴミ処理や社会福祉など、住民に密着した業務は市町村とか、その仕事をする主体のところに、そのための財源をきちんと措置しましょうということになったわけです。

ここが三位一体改革のスタートになったわけですが、このところも、具体的な話になると様々な意見があります。

いま、盛んに議論をされているのが、小中学校の義務教育に係る国庫負担金のことなのですが、これは市町村には影響がなくて、都道府県の財源の話になります。

義務教育については、市町村は小中学校の施設関係の手当てをして、先生方の人件費は全て県が支給する形になっているのですが、この先生方の人件費のための財源というのは、これが全て県の税金として収入されているわけではなくて、その半分は国が補助金として都道府県に配分しているのです。

これを、さっき説明したようなやり方で税源配分を見直すやり方で、税率を変えて、県の財源としましょうということについて、今月の18日と19日に全国知事会が朱鷺メッセで開かれたときも、知事の中でも様々な意見があったようです。

義務教育費の国庫負担金を廃止して、県の財源として移譲することに慎重・反対派の知事は、長野県知事や東京都知事のほか、片山鳥取県知事などが、義務教育は国が財源を負担して責任を持って、義務教育の水準を確保しなければならない、あるいは、人件費に充てられている国の負担金を廃止しても、実質的な分権化には結びつかず、地方の財政状況によっては、逆に義務教育の水準低下が危惧される、ということで、この負担金の廃止には慎重な意見があります。

一方で、賛成派の知事からは、財源論と教育論は別問題であるという意見や、地域の実情に合わせた教育ができ、責任を持って教育のレベルアップができる、などの意見が出て、最終的には裁決に持ち込まれ、40対7で国庫負担金を廃止して県への税源移譲とするという結論が出たわけですが、こういったように、ひも付きといわれるものであっても、どの補助金を廃止するのかという個々具体的な話になると、それぞれのトップの考え方もあって、地方の中でも取りまとめはなかなか難しい面もあります。

### 三位一体の改革

この改革は平成16年度から平成18年度までの3年間で行うとされているわけですが、16年度の実績を三条市に当てはめてみると、どういう結果だった

かといいますと、16年度では、約9億円の削減の影響を受けました。

一口で9億円とは申し上げましたが、三条市の標準財政規模が約150億円ほどですので、約6%の規模ということで、経常的な支出ベースで6%の規模縮小が強いられたわけです。

それも、9億円も減らされるというのが判明したのが、地方の予算編成も大詰めを迎えた年末になって急に発表される、地方からは闇討ちにあったようなものだという不満が大変大きくなりました。

こういう非常に厳しい内容だったものですから、予算編成が終わったあとに、いろいろな知事や市長が財務省に要望というか苦情を言いにいったわけなのですが、財務省の役人はさらっとして、「でも予算編成はきちんとできたんでしょ？」と言ってのけたということで、全く地方の事情が分かっていないということで、新潟県の平山知事などは、非常に怒っておられたということですが、ただ、こうした地方からの大きな不満(手法に対する)もあって、今後の補助金の廃止リストなどについては、地方の方でも案を作るように、とか、それを通常の国の予算編成の中ではなく、個別に地方に対して協議しながら情報を提供していくとかといった形で、改善をされることにはなりました。

その中で、小泉総理の地方に補助金の廃止リストを作るようにという指示もありましたので、先ほどの義務教育費の国庫負担の話など、なかなか難しい面もあったようですが、最終的には17年度と18年度で3.2兆円の補助金を廃止し、3兆円の税源移譲するというリストをまとめ上げ、これを基に国と協議する段取りになっています。

地方分権の時代を開く三位一体改革の実現をということで、地方の税財源を充実強化して、行財政の両面で地方の権限と責任を大幅に拡大することが、地方分権を進め、真の地方自治の確立につながりますということで、真の三位一体改革を進めることによって地方行政や地域社会が変わります。

そのためには、我々職員も、今まではどちらかというと、国や県が設計した制度を着実に間違いなく

執行することに主眼が置かれていましたが、これからは、三条市にどういった制度・施策が必要なのか、市民の声をよく聞きながら、そのための制度の設計をして、またそのためにはどのくらいの財源が必要ですよ、そうすると税金は、あるいは使用料として市民からはこれくらいの負担をしてもらわなければなりませんよ、という形で、情報公開をしながら、また市民参加などによって行政を運営していく能力が求められています。

私たちも、こうしたことを踏まえて、今後の行政運営に当たっていきたいと考えていますし、特に市長も、地域で決められることは地域でという形でコミュニティの推進ということを基本にしておりますので、こうしたことを基本に役所としても仕事をしていきたいと考えていますので、ロータリークラブの皆様には、お金の面も含めていろいろな分野で従来からご協力をいただいておりますが、引き続き、ご理解とご支援をお願いいたしまして、私の話を終わらせていただきます。

本日は貴重な時間をいただき、あまり説明がうまくなくて恐縮しておりますけれども、ご清聴をいただきありがとうございます。

次週例会 9月8日 外部卓話  
生活学習課 主査 田村浩司様

次々週例会 9月15日 外部卓話  
三条保育所 所長 澤 康子様

